

令和元年度第1回草津市政治倫理審査会 会議録

| | | | |
|-------|---|------|------------------------|
| 開催年月日 | 令和元年9月18日(水) | 開催時間 | 午後2時00分から 午後3時15分まで |
| 開催場所 | 草津市役所 2階 特大会議室 | | |
| 出席者 | (委員) 井上喜美委員、北村亘委員、須藤陽子委員、中谷実委員、 中山仁美委員、山本久子委員 (事務局) 総務部長 田中 総務部副部長 南川 総務課長 有村 総務課法令遵守・法務文書係課長補佐 高阪 総務課法令遵守・法務文書係副係長 高井 総務課法令遵守・法務文書係主事 堤 | | |
| 傍聴者 | 4名 | | |
| 報道機関 | 2名 | | |
| 付議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委員長、副委員長の選任について ・ 審査会の運営について ・ 審査等の請求の適否および当該請求に係る政治倫理規準等違反の存否について | | |

＝会議の概要＝

- 開会
- 総務部長挨拶
- 委員長、副委員長の選任(須藤陽子委員長、北村亘副委員長)
- 事務局から配布資料の説明
- 議事

(1) 審査会の運営について

- ・ 審査会は、市長から審査等の付託を受けた場合に、審査または調査を行い、その結果を市長に報告するとともに、その要旨を公表する。
- ・ 審査会の会議は公開により行うが、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。また、審査等のために必要があるときは、関係者等に対し、その出席を求めて意見もしくは事情を聴取し、または報告を求めることができる。
- ・ 会議の記録は、委員長が職員に会議の記録等必要な事項を記載した記録を複製させ、これに署名または押印する。

(2) 審査等の請求の適否および当該請求に係る政治倫理規準等違反の存否について

【審査等請求書の概要】

- ・ 審査等を求める議員の氏名
中村 孝蔵議員
- ・ 審査等請求の対象となる事由の該当条項
草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項
- ・ 審査等請求の対象となる事由の内容
議員が、小汐井神社の本殿改修ならびに拝殿造営の際に、奉賛金100万円の寄付を行ったとされていること。

主な意見等

- (委員) 氏子として議員が神社に寄付をした。この事実は政治倫理基準に違反していることは明らかであると思うが、事実関係等で確認したいことはあるか。
- (委員) 寄付がされたのは平成25年であり、審査等の請求が今された理由は何か。この事実が記事となり表に出るきっかけは何か。
- (事務局) 新聞記事が出るまでは市議会・事務局ともに把握はしておりませんでした。今回新聞報道されたきっかけにつきましても不明でございます。
- (委員) 新聞記事で8月7日に明らかになり、審査等請求がなされた8月21日までの間に市議会では何か審議されていたのか。
- (事務局) 新聞記事が出てからどういう経緯で審査等請求が出されたのか把握して

- おりません。
- (委員) 新聞記事が出てから審査等請求書が出されるまでの間に市議会でどのような話し合いがなされたのか不明ということか。
- (事務局) はい。
- (委員) 公訴時効3年が経過しているのに、公職選挙法違反の罪には問えないため、政治倫理規準の範囲内で判断するということか。
- (事務局) はい。
- (委員) 名前の彫られている石柱にサラシをされているが、このサラシは石柱が建てられた当時からされているのか、それともだれかに指摘をされてから巻いたのか。
- (事務局) 建てられた当初からかというところまで確認はできておりませんが、当時から巻いていたと中村議員から確認しております。
- (委員) 報告書に「(当初から)」との記載があるが、本人が言葉にされたわけではないということか。
- (事務局) はっきりと言葉にはされておりますが、当初から巻いていると伺える会話でありました。
- (委員) 木の板のほうも当初から「匿名」と記載していたのか。
- (事務局) そちらにつきましても石柱と同じ時期からであると伺っております。
- (委員) 木の板の「匿名」が中村議員であるとの結び付けは中村議員本人がおっしゃったことか。
- (事務局) はい。
- (委員) この間市議会議員選挙があったと思うが、中村議員は現在も議員の立場にあるのか。
- (事務局) 9月30日までが市議会議員の任期となりますので、現在は議員でいらっしゃいます。しかし、先日の市議会議員選挙には立候補されておられませんので、9月30日をもって議員の任期が満了という形になります。
- (委員) 中村議員は今回の疑惑の行為をすべて認めており、公職選挙法違反であるという認識をもって行為に及んだと確認ができている。ここまで事実関係がはっきりとしているので、ここからどうするのが一番難しい問題となる。委員の皆様御提案ございませんか。
- (委員) 石柱にはサラシが巻いてあり、匿名とされているのにもかかわらず、どこから漏れたのか。たとえ匿名であったとしても寄付したという事実があれば公職選挙法違反ではあるということか。
- (事務局) 匿名であっても寄付という事実があれば公職選挙法違反となります。
- (委員) 神社にサラシが巻かれていたのはいつからか確認してはどうか。
- (事務局) 神社に直接話を伺おうと試みましたが、宮司が長期に不在にされているということで連絡がつかない状況になっており、すぐに確認することができませんでした。
- (委員) 議員の行為は公職選挙法に抵触する恐れが極めて高いということもあり、政治倫理規準に反するという事ははっきりしている。しかし、審査会として市議会に請求に対する回答を出さなければならない。中村議員は9月30日で議員の任期満了となるので、議員個人に改善を求めるのではなく、市議会全体に対してこのような行為が政治倫理規準に反するということを改めて周知してもらうための回答をしなければならないのではないかと思います。
- (委員) 事実がはっきりしていることから中村議員個人を迫るのではなく、市議会全体に対して、このような行為を行った議員がいたのにもかかわらず放置していたことに対して反省をしてもらい、今後二度と起こさないために市議会で検討して改善に向けた活動を行ってください。とお返しするしかないのではないかと。今から中村議員を迫っても今後のためにはならないのではないかと。市議会に対してどのように回答するのかを議論すべきである。
- (委員) 中嶋議員の時にも同じように審査会を開いたのにもかかわらず、2年たらずの間に別の議員が同じような寄付行為を行っていたということは、前回の審査会后市議会の中で十分に違法性が浸透していなかったのではないかと。
- (委員) 中嶋議員の事案があったため、有権者の行動に影響を与えなければいいということでサラシを巻いていたのではないかと。それでも寄付行為は公職選挙法違反であるとの認識を持ってもらわなければならない。
- (委員) 中村議員は何期目か。
- (事務局) 4期目です。
- (委員) 十分に経験を積まれている議員であるのにもかかわらずこのような行為をしているということは市議会として問題だと思う。
- (委員) 事実関係として、いつからサラシが巻かれていたのか、誰が巻いたのか、

- (委員) 寄付を受け取った神社側の認識はどうなのか確認する必要がある。
- (委員) 石柱のサラシはこれまで外されたことはないと思うが、この下には中村議員の名前が確かに書かれているのか。
- (委員) 任期中であるため一度も外されたことがないと思うので、誰も見たことがないのではないか。
- (委員) 審査等請求は議員の任期があるときとないときでは手続き的には変わらないということよろしいか。
- (委員) はい。しかし、任期が終わった後に審査会に呼ぶということは難しい。議員の任期中であれば説明責任として説明されると思うが、議員の任期を終えられた一般市民を呼んで追及することは難しい。
- (委員) 中村議員に来ていただく場合は任期中が望ましいが、日程的に難しい。必要に応じて審査対象者、審査請求者を呼んで話を伺うことは可能である。したがって審査請求をされた方々に市議会として解決するのではなく第三者機関に請求した意図はなにかをお伺いすることは可能である。
- (委員) 中村議員を追及するのではなく、行為が明らかに違反であるのにもかかわらず、議会で結論を出さなかった理由、審査会に判断を委ねた意図を確認するほうが良い。
- (委員) 請求が出る前から市議会としてこの行為を認識していたのか、新聞記事が出てから知ったのか等、市議会に事実確認する必要がある。この請求は、当該行為が公職選挙法に抵触する恐れが極めて高いことから、政治倫理に反するかどうかの判断するのではなく、今後どうすべきかを判断しなければならない。
- (委員) それでは、議会から請求人5人をお呼びするというで良いか。
- (委員) (同意)
- (委員) それでは審査請求人5人を呼びたいが、可能か。
- (事務局) はい。
- (委員) どういうつもりで審査会に本件審査請求をしたのか確認する。5人とも呼びたいが、5人中2人は任期が満了となるが、満了となれば呼ぶことが難しいか。
- (事務局) 9月中に開催できれば来ていただくことはできますが、10月開催となれば任期が終わる2人に関しては協力していただけるかどうかになります。
- (委員) 政治倫理規準に違反することは明らかであるという結論で良いか。
- (委員) (同意)
- (事務局) 草津市議会議員政治倫理条例第3条第1項違反として審査等請求されているが、第何号違反であるか御判断いただけますでしょうか。
- (委員) 第1号違反であることは明白である。可能性としては第2号違反であると思うがいかがか。
- (事務局) 第2号は「地位を利用して」とありますので、これに該当するかどうかとなります。
- (委員) 議員として寄付したわけではなく、氏子として寄付をしたと主張されているため第2号違反とまでは言えないのではないか。
- (委員) 明らかである第1号違反のみで良いのではないか。
- (委員) (同意)
- (事務局) 第2回を9月中に開催できれば請求人5人に来てもらい、10月開催となれば引き続き議員である3人に来てもらい確認していただくということよろしいでしょうか。
- (委員) それでかまわない。任期が終わっても来ていただく分には問題はないので、ぜひ来ていただきたいということで依頼をしてはどうか。
- (事務局) 分かりました。
- (委員) 当選した議員に対し公職選挙法や政治倫理規準に関する研修などは行っているのか。行っているのであれば内容等聞かせていただきたい。
- (事務局) 分かりました。
- (委員) 中村議員は来ていただいたほうが良いか。
- (委員) 事実がここまではっきりしているのであれば呼んでも聞くことはないのではないか。
- (委員) サラシをいつから巻いていたのかということは確認すべきである。
- (事務局) その事由のみを事務局で確認いたしましょうか。
- (委員) 神社がまだヒアリングに応じてないが、違法であることを認識していたのではないか。神社を追及するのは難しいが確認しておく必要はあるのではないか。
- (委員) 神社側に来てもらっても生産的な話はできないのではないか。
- (委員) 氏子である前に公職の立場にあるということを神社側にも理解してもらう必要がある。
- (委員) それでは神社にはこのことについて文書での回答を求めてはどうか。

- (委員) (同意)
- (委員) 中村議員にきてもらって追及し、反省してもらうことよりも他の議員に周知してもらい再確認していただくほうが良い。
- (委員) それでは中村議員には強制するのではなく、市民に対して自身で説明する機会はないかもしれないので、議員本人に出席の意向があれば事実を説明する機会として出席いただいてはどうか。
- (委員) 来ていただいても追及することしかできないので、現在の資料だけで議論ができるのではないか。
- (委員) あなたの案件で政治倫理審査会が開催されていますが、出席の意向はあるかどうか尋ねる形で。
- (委員) 弁明の機会でもあるので。
- (委員) 必ず来てもらうのは、請求人の5名ということで良いか。
- (委員) 神社に対しては文書で回答を求める。第2回は9月中に開催できるか。
- (委員) 日程的に難しい。
- (委員) 10月中の開催を目指して日程調整を。
- (事務局) 分かりました。神社への質問事項に御提案はありますか。
- (委員) 神社として氏子全員に寄付をお願いして寄付を受けたのか、議員のほうからぜひ寄付をしたいということで受け取ったのか。どちらにしても違反ですが、どう思うか。ということ質問事項に。
- (事務局) 分かりました。